

# 蘇州日本人学校運営委員会規則

## (趣旨・目的)

第1条 蘇州日本人学校運営委員会（以下、委員会と言う）は、蘇州日本人学校規則第1章第3条の目的に即し、蘇州日本人学校運営委員会規則（以下、委員会規則と言う）第8条について審議、決定し、蘇州日本人学校（以下、学校と言う）の運営を行うものとする。

## (委員会組織)

第2条 以下の者で組織する。

- |   |   |      |
|---|---|------|
| 1 | 在中華人民共和国上海日本国総領事館より                                 | 2名   |
| 2 | 蘇州日商倶楽部会長（以下、会長と言う）が委嘱する者<br>（うち3名は、蘇州日商倶楽部理事をあてる。） | 6名以内 |
| 3 | 学校PTA会長   | 1名   |
| 4 | 学校長   | 1名   |

## (委員)

第3条 委員の任期は、2月1日から翌年1月31日までの1年とする。委員の再任は妨げないが、原則3年間とする。但し、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。尚、領事館代表、学校PTA会長、学校長の任期は、所属先の改選時期や人事異動の時期に合わせるものとする。

- 2 会長が委嘱する委員に欠員が出たときは、原則として前任委員の所属する企業等から選出し、任期は前任委員の残任期間とする。
- 3 委員が委員会並びに学校の名誉を棄損し、或いは目的に反する行為があったときは、委員長またはこれに代わる者が委員会の決議をとり、その結果をもとに、会長は、これを解任することができる。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、委員会の業務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故が有った時は委員長の職務を代行する。

## (名誉委員長)

第5条 名誉委員長は、会長とする。

- 2 名誉委員長は学校の運営に対して助言を行い、委員会に出席して意見を述べる事が出来る。

(顧問)

第6条 委員長は、委員会の同意を得て、顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は学校の運営に対して助言を行い、委員会に出席して意見を述べる事が出来る。

(委員会)

第7条 委員会は、毎月1回開催し、委員長が召集する。

ただし、委員長が必要と認める場合は変更することができる。

- 2 委員長が必要と認めた場合、又は委員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して、委員会招集を要求された場合は、臨時委員会を開催するものとする。
- 3 委員会の議長は委員長とする。
- 4 委員会は委員現在数の3分の2の出席(委任状出席を含む)をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じ委員会に関係者の出席を要請することができる。  
ただし、出席した関係者は表決に加わる事ができない。

(審議決定事項)

第8条 委員長は、次の事項を審議決定する。

- 1 委員会規則の改訂
- 2 委員会規則に基づく細則の制定及び改訂
- 3 学校の管理運営の基本方針に関わる事項
- 4 学校の予算、決算に関する事項
- 5 重要な資源の取得、管理及び処分に関する事項
- 6 学校採用教員の任免に関する事項
- 7 その他学校の管理運営、入退学に関する重要事項

(財務)

第9条 学校運営の収入は、政府補助金、教材費、授業料、寄付金その他収入をもってこれに充てる。

- 2 委員会は、委員のうちから財務担当委員1名を選任する。
- 3 学校長は、委員会の決議に基づき予算を執行し、実施した予算につき、財務担当委員に毎学期収支報告を行わなければならない。
- 4 学校の会計年度は、毎年1月1日に始まり、当年12月31日に終わる。
- 5 財務担当委員は年度末決算報告を行わなければならない。

(監事)

第10条 委員会は、委員以外から監事1名を置く。

- 2 監事は委員長が委嘱する。
- 3 監事の任期は、2月1日から翌年1月31日までの1年とする。再任は妨げないが、原則3年間とする。但し、委員長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- 4 監事に欠員が出た時は、原則として前任者の所属する企業等から選出し、任期は前任者の残任期間とする。
- 5 監事は、学校財産及び会計を監査し、その結果を委員会に報告しなければならない。
- 6 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 7 監事が学校の名誉を棄損し、或いは目的に反する行為があったときは、委員長が委員会の決議をとり、これを解任することができる。

(改定)

- 第11条 この規定の改定は、委員会の承認を得なければならない。  
また、本規則に定めない事項の追加制定は、委員会の審議事項とする。

(施行)

- 第12条 この規則の施行及び改定の来歴を以下に示す。

施行 2005年02月01日

~~改定 2005年10月11日~~

~~改定 2006年04月11日~~

~~改定 2008年12月09日~~

~~改定 2010年05月11日~~

改定 2011年10月11日

以下余白